

●香川県告示第202号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び香川県産業交流センター条例（平成5年香川県条例第26号）第4条第2項の規定に基づき、令和元年12月18日指定管理者を次のとおり指定した。

令和元年12月20日

香川県知事 浜 田 恵 造

公の施設の名称	指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地	指定の期間
香川県産業交流センター	穴吹エンタープライズ株式会社 高松市福田町11番地1	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで